

## 労働法セミナー開催

7月6日（金）今年度最初の労働法セミナーを開催しました。定員は40名でしたが、多くの方に参加していただきたく受講者47名での開催となりました。労働基準監督署第三方面主任監督官の馬場紘一郎氏による、労働基準法の基礎的な内容についての講義が行われ、具体例を交えた内容に参加者から大変参考になったとの声が寄せられました。第2回労働法セミナーは9月7日（金）開催予定です。



質疑応答の一部をご紹介します

? **うちの会社は年次有給休暇がない、と言われたが、どのように請求すれば良いか。**

口頭でも請求できますが、紙に書いて提出する方が確実。休んで欠勤扱いになった場合は法律違反です。相談してください。



講師  
労働基準監督署第三方面主任監督官  
馬場 紘一郎氏

? **休日出勤をしてもタイムカードへの押印がなく、出勤した記録がないため不安。**

本人のメモが有効かどうかはケースバイケース。本人記録とそれを立証する何か（関係者の証言、PC使用記録、監視カメラ記録等）が必要。この件に関しては、匿名でも相談を受け付けます。



? **賃金が割り増しになる時間帯に勤務したにも関わらず加算されなかった。**

給与の請求権の時効は2年。退職手当は5年間請求可能。



労働時間の考え方について、図解で説明

### 必ず確認 労働条件の明示

<参加者から>  
労働条件通知書をしっかり確認することが大切なのだと言われました。



雇用契約のトラブルに対し、自ら解決に向けて対処することができるよう、基礎的な知識を学ぶ機会としていただきたい。

菜園庁舎 館長より挨拶

お知らせ!

## 労働法セミナー

労働基準法の基礎的な内容に関するセミナーを開催します。

\* 雇用保険の求職活動に該当します

日時 平成30年9月7日（金）  
10:30～12:20  
会場 盛岡大通商店街協同組合  
リリオ 2Fカルチャールーム  
定員 40名

\* 年齢制限はありません  
\* 事前の申し込みが必要です  
(電話でのお申込み可)

ハローワーク盛岡菜園庁舎  
わかもの支援コーナー  
盛岡市菜園1-12-18  
盛岡菜園センタービル2F  
電話 019-908-2060